

令和 7 年 4 月 1 日
那須野農業協同組合

金融円滑化に向けた取組みについて

J Aなすのは、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取組んでおります。

今般、下記のとおり、金融円滑化にかかる取組みの基本的方針（別添）を制定し、取組み体制を強化いたしました。

当 J Aでは、この方針に基づきまして、お客さまからのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

記

1 金融円滑化にかかる基本的方針（別添）

2 金融円滑化の実施に向けた体制の強化

当 J Aは、本方針を適切に実施するため、以下のとおり体制を強化しております。

- （1）適切な金融円滑化管理態勢を確立するため、金融円滑化管理規程を策定いたしました。
- （2）お客さまからの相談等に対して迅速かつ適切に対応するため、金融円滑化管理責任者・金融円滑化管理担当者・金融円滑化管理責任部署を設置し、金融円滑化に向けた体制を強化いたしました。
- （3）金融円滑化に関する役職員の教育・研修等の実施により資質向上に努めます。

3 金融円滑化にかかる苦情・相談窓口の設置

以下の本支店の「ご相談窓口」にて、お客様からの貸出条件変更等にかかるご相談に応じております。

お客様のためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本店	325-0017 那須塩原市黒磯 6-1	【事業統括部】 リスク管理課 審査課	0287-62-5510 0287-62-5513
大田原南支店	324-0044 大田原市親園 807	融資相談窓口	0287-28-1131
大田原北支店	324-0062 大田原市中田原 1435-1	融資相談窓口	0287-23-6641
西那須野支店	329-2735 那須塩原市太夫塚 3-221-11	融資相談窓口	0287-36-0077
塩原支店	329-2801 那須塩原市関谷 2050-1	融資相談窓口	0287-35-2531
黒羽支店	324-0241 大田原市黒羽向町 1368-2	融資相談窓口	0287-54-1167
湯津上支店	324-0405 大田原市湯津上 3724-3	融資相談窓口	0287-98-2315
那須支店	329-3222 那須郡那須町大字寺子丙 4-20	融資相談窓口	0287-72-6111
黒磯支店	325-0025 那須塩原市下厚崎 200-4	融資相談窓口	0287-63-2331

(ご相談受付時間：9時～17時)

4 中小企業者等の事業改善または再生のための支援にかかる体制

金融円滑化責任部署を中心に、経営改善または再生のための支援について真摯に取り組むとともに、役職員の資質向上に努めます。

以 上

金融円滑化にかかる基本的方針

当ＪＡなすの（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取組んでまいります。

1 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5 中小企業者等金融円滑化に関する対応

（１）農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまい

ります。

- (2) 当 J A は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生 A D R 等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

- 6 当 J A は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次のような体制を整備いたしております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

- (2) 貸出審査担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当 J A 全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

- 7 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以 上

金融円滑化にかかる基本的方針・体制の概要および実施状況

令和 7 年 4 月 1 日

那須野農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下「金融円滑化法」という。）は終了しましたが、引き続き当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取り組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 当組合の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文については、平成 25 年 4 月 1 日に公表しております。

2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

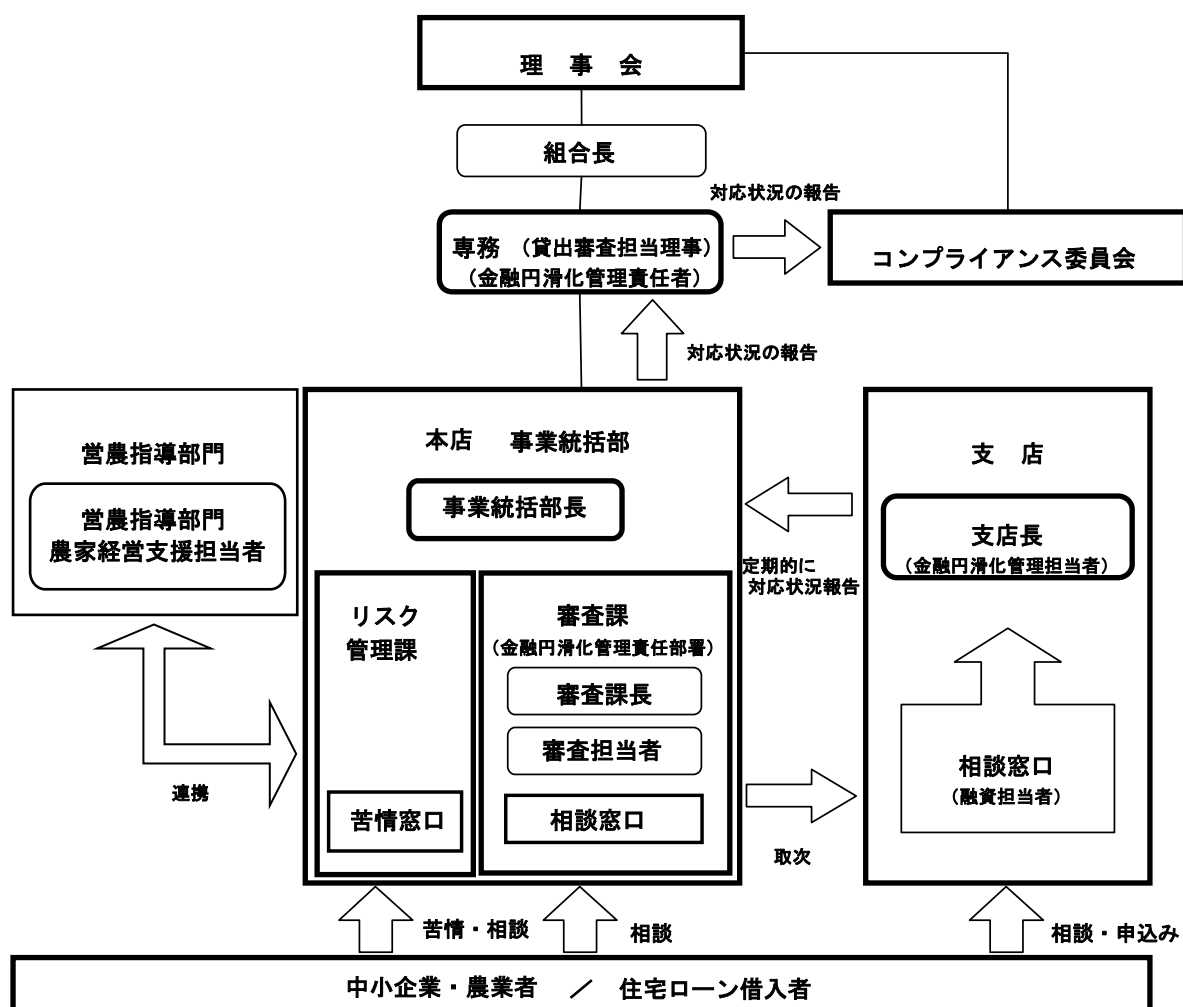
- （1）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、必要に応じて組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、理事会報告が必要な事案の場合には報告することとしております。
- （2）貸出審査担当理事を「金融円滑化管理責任者」、事業統括部審査課を「金融円

滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。

(3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、事業統括部審査課へ報告することとしております。

(4) 各支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

《対応状況を把握する体制ならびに苦情・相談対応の概要図》



3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

(1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を各支店に設置しているほか、事業統括部審査課においても承っております。

(2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、事業統括部リスク管理課に受付窓口を設置しております。また、各支店で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに事業統括部リスク管理

課に連絡をし、事業統括部リスク管理課と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本店	325-0017 那須塩原市黒磯 6-1	【事業統括部】 リスク管理課 審査課	0287-62-5510 0287-62-5513
大田原南支店	324-0044 大田原市親園 807	融資相談窓口	0287-28-1131
大田原北支店	324-0062 大田原市中田原 1435-1	融資相談窓口	0287-23-6641
西那須野支店	329-2735 那須塩原市太夫塚 3-221-11	融資相談窓口	0287-36-0077
塩原支店	329-2801 那須塩原市関谷 2050-1	融資相談窓口	0287-35-2531
黒羽支店	324-0241 大田原市黒羽向町 1368-2	融資相談窓口	0287-54-1167
湯津上支店	324-0405 大田原市湯津上 3724-3	融資相談窓口	0287-98-2315
那須支店	329-3222 那須郡那須町大字寺子丙 4-20	融資相談窓口	0287-72-6111
黒磯支店	325-0025 那須塩原市下厚崎 200-4	融資相談窓口	0287-63-2331

(ご相談受付時間：9時～17時)

4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化責任部署(事業統括部審査課)を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組めます。
- (2) 農業者のお客さまに関しては、当組合の営農指導部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) 経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

5 貸付条件の変更等の実施状況

(別表1)、(別表2)のとおり

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

公表用資料

〔債務者が中小企業者である場合〕

那須野農業協同組合

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	38	38	38	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
うち、実行に係る貸付債権の数	34	34	34	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係るの貸付債権の数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末	令和6年 3月末	令和7年 3月末	令和8年 3月末	令和9年 3月末	令和10年 3月末	令和11年 3月末	令和12年 3月末
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	42	47	47	47	51	51	51	51					
うち、実行に係る貸付債権の数	37	42	42	42	46	46	46	46					
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2	2	2	2	2	2	2	2					
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0					
うち、取下げに係るの貸付債権の数	3	3	3	3	3	3	3	3					

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	13	14	16	17	19	20	21	22	23	24	24	25	26
うち、実行に係る貸付債権の数	12	13	14	15	17	17	17	19	19	20	20	21	22
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	1	1	2	2	2	2	2	3	3	3
うち、審査中の貸付債権の数	0	1	2	1	1	1	1	0	1	1	0	0	0
うち、取下げに係るの貸付債権の数	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1

	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末	令和6年 3月末	令和7年 3月末	令和8年 3月末	令和9年 3月末	令和10年 3月末	令和11年 3月末	令和12年 3月末
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	26	26	27	27	27	30	31	31					
うち、実行に係る貸付債権の数	22	22	22	22	22	25	26	26					
うち、謝絶に係る貸付債権の数	3	3	3	3	3	3	3	3					
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0					
うち、取下げに係るの貸付債権の数	1	1	2	2	2	2	2	2					